

番 号	4 請願第 1 号 (文教委員会付託)
受理年月日	令和 4 年 3 月 22 日
件 名	三鷹市立小中学校の教育現場におけるコロナ感染対策の実施について
提 出 者	三鷹市在住 瀬戸 一恵 ほか 54人
紹 介 議 員	伊沢けい子
要 旨	
<p>(請願理由)</p> <p>我が国における新型コロナウイルスに対する政府の感染対策が始まってから約 2 年以上経過し、市民の生活も行動の自粛等、様々な制限を受けています。市立小・中学校に通う児童・生徒においては学校生活や教育活動の中で感染拡大防止対策として対策が取られておりますが、これらの感染対策が長期化するにつれ、健康や発育、発達への悪影響も顕在化してきております。厚生労働省が発表しているデータでは、15 歳以下では同感染症による重症化や死亡のリスクは極めて低いことが示されており、過剰な対策によりかえって就学児の健康に害を与える可能性についても考慮し、同感染症についての約 2 年間のデータ集積を踏まえ、感染症予防に偏らず、児童・生徒の健全な成長、発達及び学習環境の確保とのバランスを図ることを希望いたします。</p> <p>(請願事項)</p> <p>(1) 就学児において常時マスクを着用することが長期化した場合の健康及び発達への影響について、現時点では正確なデータがありません。しかしマスク装着が身体及び精神に与える影響に関しては、心理学的悪影響、脳の酸素欠乏等幾つかの報告があり、これらの医学的知見から考えると、成長期である就学時に長期間常時マスクを装着することで、骨格や脳の正常な発達が阻害される可能性があります。そのため現在常時マスク装着を余儀なくさせられている児童及び生徒が成人になった際に病気を発症するリスクが高まると考えられます。マスク装着によるメリットだけでなく、児童・生徒の健全な成長発育及び学習環境に与えるリスクについても教職員、児童・生徒、保護者に対して周知してください。</p> <p>(2) WHO が 1990 年に発効した子ども権利条約によると、子どもは生きる権利、守ら</p>	

れる権利、育つ権利、参加する権利があると述べられています。三鷹子ども憲章の第7の項目においても、持っているみんなの命大切に、と定められており、子どもの健やかな成長が守られるべきであると述べられています。コロナ禍においても、子どもの健やかに成長する権利、感染対策の害から守られる権利、十分な教育を受ける権利が守られるべきであると考えます。未成年である児童及び生徒に関しては、マスク装着に関する判断は周囲で関わる教育者や保護者の意見に委ねられていることが多く、本人がマスクに関する正確な情報を得て正確に判断することが困難であると考えられるため、教育者及び保護者が随時正確な情報を入手し、過剰な感染対策による健康被害から子どもを守る義務があると考えます。そのためには、現在医学的に確認されているマスクの感染予防効果が限定的であるのに対し、(1)で述べたように健康被害のほうが大きくなる可能性が非常に高いことを鑑み、教育現場でのマスクの装着については本人及び保護者の判断による自由化を求めます。またマスクを装着しないことを選択した児童、及び保護者の意思を尊重し、差別や圧力が生じることのないよう指導してください。

(3) (1)、(2)で求めた事項について、新型コロナウイルス感染症に対応した三鷹市立小・中学校における学校運営ガイドライン令和4年10月13日版に記載し、教育委員会として各市立小・中学校に通知してください。

(4) 体育でのマスク装着について

三鷹市立小・中学校における学校運営ガイドラインに体育の授業におけるマスクの着用は必要ないと明記されておりますが、実際の現場で遵守されていないことがあるようですので、体育でのマスク装着について再度各学校及び担当教諭に通知し、このガイドラインが遵守されるようにしてください。

(5) 学校給食時、昼食時のマスク装着について

児童・生徒が対面して喫食する形態を避け、黙食を徹底するよう指導する、という部分について、文部科学省の衛生管理マニュアルに、感染対策に留意しつつも可能な限り子供の健やかな学びを保障するという方針が示されておりますので、昼食時の黙食徹底及びマスク装着について、見直しを求めます。